

指定地域密着型特定施設入居者生活介護 小規模ケアハウスあんきな家 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人清和会が開設する小規模ケアハウスあんきな家が行う指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業の職員は、指定地域密着型特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 サービスが高齢者の健康と生活の基盤に深く関わるものであることに鑑み、その提供にあたっては、事故の防止はもとより、高齢者の心理面に配慮するほか、自立援助、家族や公的サービス、関係市町村との連携等を旨とし、事業者の責任において適切なサービス提供を行うものとする。

3 安定かつ継続的な事業運営に努める。

4 前各項のほか、法並びに「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成25年条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模ケアハウス あんきな家
- (2) 所在地 高知県土佐清水市加久見 1473-215

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は専門性及びチームワークの確保、質的サービス実施について総合的な指揮、監督を一元的に行う。

- (2) 生活相談員（社会福祉主事又は社会福祉士）1名以上

生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に計画担当責任者との連携を図りサービス計画につなげる。

- (3) 介護職員（介護福祉士・ヘルパー2級）15名以上（常勤13名、非常勤専従2名）

介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。

(4) 看護職員（看護師）1名以上（常勤専従1名）

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。

(5) 機能訓練指導員（看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）1名以上（常勤専従1名）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を希望に応じて行う。

(6) 計画担当者（介護支援専門員）1名以上

計画担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成する。

（入所定員及び居室数）

第5条 事業所の定員及び居室数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 利用定員 | 29名 |
| (2) 居室数 | 29室 |

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、食費及び居住費は全額、介護サービスについては、指定地域密着型特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスである時は、その1割～3割の額とします。ただし、居住費については、ケアハウス利用契約に基づく負担をもって全額負担しているものとみなす。

(1)利用内容及び利用料

①指定地域密着型特定施設入所者生活介護において、利用者に提供する基本介護サービス内容は、入浴（週2回以上）、排泄、食事、その他の日常生活上の世話を旨とし、利用者の心身の状況に応じた施設サービス計画を3か月ごとに作成し、利用者及び連帯保証人との面談を行い、サービス内容、利用料の説明、また要介護認定に基づく保険給付額との照合を行い、利用者、連帯保証人の同意を得た後、介護サービスを実施するものとし、

②1)居住に要する費用 25,000円/月（家賃） 2)サービスの提供にかかる費用・利用者の年収に応じて設定別表1参考(管理費、施設維持管理及び人件費) 3)生活費 41,000円/月（共用部分の光熱水費・濃厚流動食は実費とする。朝・昼・夕食のいずれか欠食した場合は朝200円、昼500円、夕400円とし、実食数で計算する）又、保険給付サービスは、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割相当額とする。

(2)健康管理

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

(3)相談及び援助

(契約の終了)

第7条 利用者は、事業者に対して(30日間の予告期間において)文書で通知することにより、契約を解約することができる。

2 一定の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、契約を解約することができる。

3 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)又は要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了する。

4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了します。

(1)利用者が他の介護保険施設等に入所した場合

(2)利用者が死亡した場合

(協力医療機関等)

第8条 事業所は、医療機関との間に、健康相談、健康診断などについて協力契約を結ぶものとする。

① 協力医療機関名：医療法人 聖真会 渭南病院

診療科目：脳神経外科、整形外科、内科、外科、リハビリテーション科、呼吸器科、胃腸科、循環器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、小児科、泌尿器科

協力内容：緊急時対応、健康診断、健康相談

② 協力医療機関名：富田歯科

診療科目：歯科

協力内容：往診

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 連帯保証人を1人定める。連帯保証人は利用料金の支払いについて利用者と連帯して責任を負うものとする。また、ケアハウス契約が解除された時に利用者を引き受けることとする。

2 事業者は、以上の内容について、重要事項説明書に基づく説明を行うと共に利用者と利用契約を文書によって締結するものとする。

3 利用者が入院加療を要する場合は、適切な病院等を紹介する。

(居室の移動)

第10条 事業者は、次のような状態の場合には、サービス提供場所を利用者あるいは連

帯保証人の同意を得て、施設内の居室への移動入居を行うこととする。

- (1)利用者の心身の状況の状態により管理者が各居室への入居移動が必要と判断した場合
- (2)利用者が提示する被保険者証に、介護認定審査会の意見として入居に関する記載がある場合

(緊急時における対応方法)

第11条 利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じるものとする。

(1)消防計画の作成と届出

防火管理者たる施設責任者が、「消防計画」を作成して所轄消防署に届出る。

(2)防災訓練

- ・訓練は、通報訓練・消防訓練・避難訓練・総合訓練とする。
- ・避難訓練は夜間をも想定して自力避難の困難な者の救出を実施する。
- ・避難訓練の際には所轄消防署に連絡をとる。
- ・訓練への参加、日頃からの協力依頼により近隣協力者との十分なコミュニケーションを図る。
- ・避難場所として、近隣の病院・公民館等の各種施設との連絡体制を十分に整えておきます。

(3)夜間防火管理体制

(4)防火義務設置設備の整備

防火設備は消防法令に基づき適正に設置・維持管理するとともに、資格を有する者が定期的に点検を行う。

- 2 利用者の心身状況に異変その他、緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行う。

(非常災害対策)

第12条 非常時に備えて「高知県社会福祉施設防災対策指針」等を参考にし、当事業所の施設環境、立地や周辺環境等の実情に応じた防災対策マニュアルを策定する。また、非常食とともに紙おむつなどの消耗品も適宜確保する。エレベーター・ボイラー・下水道処理設備等の設備は、法令により資格を有する者が定期的に点検・整備する。

(夜間体制)

第13条 午後9時から翌朝午前7時の時間帯における職員体制は、夜勤、宿直を問わず1名以上を配置するものとする。

(秘密の保持)

第14条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場

合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿とする。

- 2 職員は業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(身体的拘束等)

第15条 事業所は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者の身体的拘束に伴う同意書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができるものとする。また、緊急やむを得ず行われた場合は、その状態及び時間、その際の入居者の心身の状況などを記録すると共に、家族等関係者間において情報を共有する。

(感染症対策)

第16条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 相談は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 お客様に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、お客様の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情対応)

第18条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合事業所は、苦情窓口担当者が速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に対する説明のほか、記録を整備し、報告等の必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該苦情窓口以外において苦情相談窓口とし、重要事項説明書に記載ある、市町村・高知県国民健康保険団体連合会など記載された通りである。

(情報公開)

第19条 社会福祉法第24条等及び介護保険法の趣旨に則り、市民が社会福祉法人清和会小規模ケアハウスが提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、情報の開示を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 厚生労働省が定める事業者にかかる情報の開示を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

2 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については社会福祉法人清和会と事業所の管理者である施設責任者との協議に基づいて定め、重要事項が生じた場合にはその適切な対応を図り、問題の解決に当たるものとする。

2 問題の解決に当たっては地域運営推進会議等において説明し、利用者の理解を得るよう努める。

附則 この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成23年5月6日から施行する。

この規程は平成24年6月1日から施行する。

この規程は平成24年7月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成27年8月10日から施行する。

この規程は平成30年1月10日から施行する。

この規程は平成30年8月1日から施行する。

この規程は平成31年1月10日から施行する。